

令和6年4月19日

告示

当財団は、本日 JBC 試合ルール第 15 条、JBC 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、志成ボクシングジム（以下「志成ジム」という）所属ボクサーである堤 駿斗（ライセンスNo.50361）選手を令和 6 年 4 月 16 日より 6 か月のライセンス停止処分とする。

理由： 志成ジム 堤 駿斗選手は、令和 6 年 4 月 17 日の試合の前日計量において 1.6 kg 体重超過し計量失格となつた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は堤 駿斗選手を令和 6 年 4 月 16 日より 6 か月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 JBC 試合ルール第 15 条、JBC 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、志成ジムのマネージャーである二宮 雄介（ライセンスNo.49278）氏を戒告処分とする。

理由： 当財団は、二宮 雄介が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならぬと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション